

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」及び「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の一部改正案
に対する意見公募要領

令和3年2月9日
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和2年10月から令和3年2月にかけて、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループにおいて、省エネ法に基づくベンチマーク制度を活用した産業・業務部門の省エネの推進について議論を行いました。

同ワーキンググループでの議論を踏まえて関係法令を整備するため、この度、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」及び「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の一部改正案を作成いたしました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

別紙「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」及び「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の一部改正案

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov） <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和3年2月9日（火） ～ 令和3年3月10日（水） 必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙様式の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の 意見提出フォームへ のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課 パブリックコメント担当 宛

(3) F A X

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の F A X 番号宛にお送り下さい。

F A X 番号 : (0 3) 3 5 0 1 - 8 3 9 6

(4) 電子メール (意見提出用紙を添付してお送り下さい。)

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス (経済産業省) : syoene-sikko@meti.go.jp

(電子メールの件名を「省エネ法施行規則及び判断基準の一部改正案に対する意見」として下さい。)

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X 番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

